

1. 公告文の構成

2. 入札参加資格(公告文個別編のポイント)

3. 技術資料提出時の注意事項

4. 様式第1号(評価点算定資料一覧表)

5. 企業の施工実績(同種工事)

6. 工事成績

7. 優良工事表彰・難工事表彰

8. 登録基幹技能者の配置

9. 配置予定技術者の施工経験

10. 継続教育(CPD)の取組状況

11. 地域精通度(管内での施工実績)

12. 県産品の活用

13. 地域特有貢献

14. 災害活動実績

15. 評価対象外の項目

16. 健康保険被保険者証の取扱いについて

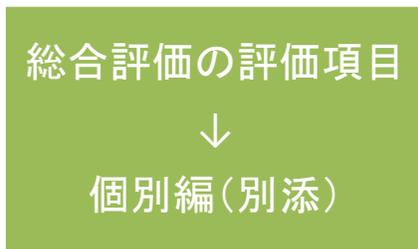
17. 特定JVの場合の評価点の按分

18. 入札後の辞退

19. CORINSの登録

参考 [総合評価関連のホームページ](#)

入札公告は個別編、個別編(別添)、共通編で構成されています。



別記第2号様式
千葉県一般競争入札公告 建不第000号
千葉県合同庁舎機械設備工事の一般競争入札の実施について
入札公告(個別編)

地方自治法第234条第1項の規定により本工事の一般競争入札を実施するものとし、次のとおり公告する。また、本入札公告のほか、入札公告(共通編)を併せて公告する。
なお、この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により執行する。

令和7年8月8日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事概要

工事名	千葉県合同庁舎機械設備工事
工事箇所	千葉市中央区市場町
予定価格	落札決定後公表する
工事の種類	管工事
工事期限	令和9年3月15日限り(工事着手期限日 令和8年4月1日)
工事概要	老朽化した千葉県合同庁舎の移転建て替えに伴う新築工事 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階建て 延べ面積7,500㎡ 上記建築物の新築に係る空調設備及び衛生設備工事一式
主要資材	吸収冷暖水機3基、冷却塔3基、空冷ヒートポンプエアコン120台、受水槽1基

(2) 入札方式及び落札者決定方式

本案件は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式(事後審査Ⅱ型)により入札を執行する工事である。

また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術資料を受け付け、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する工事である。

入札方式	一般競争入札(事後審査Ⅱ型)
落札者決定方式	総合評価方式(特別簡易型A)
適用するダンピング対策	<input type="checkbox"/> 最低制限価格制度 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 低入札価格調査制度
積算基準の適用	<input type="checkbox"/> 土木 ・ <input type="checkbox"/> 土木(電気設備・機械) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 営繕 ・ <input type="checkbox"/> 下水(土木を除く) ・ <input type="checkbox"/> その他

※入札公告(共通編)の参考を参照し、積算基準に対応した最低制限価格又は調査基準価格の算定方法を確保すること。

工事名：千葉県合同庁舎空調設備工事
工種：管工事

特別簡易型(A)
(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型(A)
総合評価の方法	【評価値=(標準点+加算点)÷入札額】
	標準点 100点 加算点の最大点 20点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定	6点 ～ -4点	80点以上	6点
		80点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75点以上	4点
		75点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70点以上	2点
		70点未満65点以上 65点未満	0点 -4点
ウ 優良工事表彰対象工事	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点

別記第2号様式
入札公告(共通編 総合評価方式)
入札公告(共通編)

一般競争入札の実施に当たり、入札公告(個別編)に定めるもの以外の事項について、次のとおり公告する。

1 入札参加資格の確認等

本案件の入札参加を希望する者は、別記第3号様式(一般競争入札(事後審査Ⅱ型)参加資格確認申請書)(以下「申請書」という。)及び資格確認資料を所定の期日内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

一 一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

(1) 申請書及び資格確認資料の提出

申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出すること。
提出にあたっては、申請書様式に記載の「留意事項」、「必要となる資格確認資料」欄の記載事項を確認するとともに、必要な書類の添付漏れがないよう、「申請書・添付書類確認項目表」により添付資料を確認すること。
提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 契約書などの印のついていないものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。
- イ 提出する申請書及び資格確認資料は、1つの電子ファイルにまとめること。
- ウ 電子ファイルの容量は、10.0MB以内に取りめること。ただし、圧縮することにより、10.0MB以内に取りまらる場合は、ZIP形式により圧縮(自己解凍方式は除く)して提出することを認める。

(2) 資格確認資料の郵送又は託送による提出

資格確認資料が所定のファイル容量で取まらない場合は、郵送又は託送(書留郵便等、記録に残るものに限る。)により提出することと認める。
提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 電子入札システムより「一般競争入札資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出すること。
- イ 電子入札システムから出力した「一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書」を申請書及び資格確認資料と併せて郵送又は託送すること。
- ウ 持参又は電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けない。
- エ 期日内(最終日午後5時まで)の必着とする。

(3) その他

申請書及び資格確認資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
申請書及び資格確認資料の提出確認後に「競争参加資格確認通知書」を発行するが、当該通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認したものであることに注意すること。

2 入札執行

入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を所定の期日内に提出すること。
一 一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

(1) 入札書及び工事費内訳書の提出

入札公告 (個別編_単独)

(3) 入札日程

入札手続き	期 日 (開始日～期限日)
入札公告期間	令和7年8月8日(金)～令和7年9月4日(木)
設計図書等の縦覧期間 ^{※1}	令和7年8月8日(金)～令和7年9月10日(水)
質問受付期間 ^{※1}	令和7年8月18日(月)～令和7年8月28日(木)
質問回答日	令和7年9月3日(水) 17:00までに
資格確認申請受付期間 ^{※2} (申請書及び資格確認資料)	令和7年9月5日(金)～令和7年9月9日(火)
資格確認通知日 ^{※3}	令和7年9月10日(水)
入札書受付期間 ^{※2} (入札書・工事費内訳書、技術資料)	令和7年9月11日(木)～令和7年9月12日(金)
開札日	令和7年9月17日(水) 14:00
落札者決定通知日(予定) ^{※4}	令和7年10月1日(水)

- ※1 各日の午前9時から午後5時までとする。
- ※2 開始日の午前9時から期限日の午後5時までとする。
- ※3 事後審査Ⅱ型において、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。
- ※4 入札参加資格の事後審査の手続より延期する場合がある。

(4) 入札条件

建設リサイクル法 ^{※1}	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 否
フレックス工期契約制度 ^{※2}	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 否
ICT活用工事 ^{※3}	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	<input checked="" type="checkbox"/> 否
CCUS活用工事 ^{※4}	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 否
難工事指定(県土整備部) ^{※5}	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	<input checked="" type="checkbox"/> 否
専任特例2号の場合 ^{※6} の 監理技術者の配置	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可
電子入札約款第2条第5項で 定める誓約書 ^{※7} の提出	<input type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要
債務負担行為の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 活用	<input type="checkbox"/> 否
契約初年度の支払い ^{※8}	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事では、契約初年度の支払請求は出来ない。
電子契約サービス ^{※9}	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 不可
関連工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	千葉県同庁舎建築工事

- ※1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の適用を受ける対象工事の場合、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられる。
- ※2 千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領を参照すること。
- ※3 千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領を参照すること。
- ※4 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領を参照すること。
- ※5 千葉県県土整備部難工事表彰要綱を参照すること。

確認ポイント!

入札公告個別編(4)入札条件
監理技術者の専任特例2号の適用可否を確認

問い合わせが多くありますが、入札公告及び現場説明書に適用の可否について記載がありますのでご確認ください。

入札公告 (個別編 単独)

- ※6 専任特例2号の場合とは、建設業法第26条第3項第2号による場合をいう。入札公告(共通編)の「主任技術者(又は監理技術者)の配置」を参照すること。
- ※7 誓約書は、別記1号様式により、資格確認申請書と併せて提出すること。
- ※8 ゼロ負債による債務負担工事を活用する工事の場合、契約初年度の支払い限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金等の支払請求が出来ないことに留意すること。
- ※9 電子契約を希望する場合は、資格確認申請書と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

(5) その他

本案件は、千葉県営繕工事週休2日促進工事実施要領(令和7年3月14日改定)に基づき、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事(発注者指定方式)である。本案件は分離発注工事であるため、関連工事の入札の不調や契約の締結状況により、本入札を中止又は延期することがある。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 個別事項

名簿記載	管工事の格付がA等級である者
建設業許可	特定建設業の許可を有する者
営業所の所在地	県内に資格者名簿に登録された主たる営業所(本店)を有する者
技術者配置	保有資格 1級管工事施工管理技士又は管工事業における建設業法第15条第2号イに該当する資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に配置できる者 施工実績 —
同種工事	過去15年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積が3,700㎡以上の建築物の新築又は増築に係る管工事(吸収冷温水機の新設又は増設を含むものに限る)を元請で施工した実績がある者
その他 完成工事高 災害対応貢献企業体	—

- ・「名簿記載」とは、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)における、本案件の発注工種に対応する業種別の登録状況及び登録されている格付等級による資格要件をいう。
- ・「建設業許可」とは、本案件の発注工種に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)に定める業種別の許可の有無による資格要件をいう。
- ・「営業所の所在地」とは、営業所の有無による資格要件をいう。ここで「主たる営業所」とは、建設業の許可を受けた主たる営業所をいい、「従たる営業所」とは、建設業の許可を受けた従たる営業所で、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿において契約委任先として登録した営業所をいう。
- ・「技術者配置」とは、本工事への配置を予定する主任技術者(又は監理技術者)に求める資格要件をいう。なお、資格要件が設定されていない場合であっても、建設業法第26条の規定による主任技術者(又は監理技術者)の配置(又は専任配置)は必須となることに留意すること。入札公告(共通編)の「10 主任技術者(又は監理技術者)の配置」を参照すること。
- ・「技術者配置」の施工実績及び「同種工事」の「過去15年間」の期間は、入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間(平成22年4月1日～入札公告の日)をいう。
- ・「同種工事」とは、入札参加者が有する元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合の者に限る)で施工した実績(竣工したもの)の有無による資格要件をいい、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱(平成7年11月7日制定)に基づき結成された経常建設共同企業体(以下、「経常JV」という。)にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者を認める。

確認ポイント!

入札公告個別編2(1)個別事項

・技術者配置の施工実績

「—」の場合は技術者の施工実績は求めていません。
技術者の施工実績に関する証明書類は不要です。

確認ポイント!

入札公告個別編2(1)個別事項

・同種工事

「新築又は増築に係る」の場合は、
大規模改修の実績は認められません。

「新築、増築又は改修」又は「新築等の記載なし」の場合は、大規模改修の実績も認められます。

技術資料提出の際に、「技術資料」と「工事費内訳書」を一緒に提出してしまうと**入札が無効**となりますので十分に注意してください。

工事費内訳書は、入札価格入力画面で提出するようにしてください。

入札公告（共通編_総合評価方式）

8 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

電子入札約款第2条第5項で定める誓約書の提出が必要な工事において、誓約書を提出しない者の入札は、無効とする。

技術資料を提出する際に、以下のいずれかに該当した者、入札を無効とするので留意すること。

ア 電子入札システムによる提出の際に、技術資料提出画面において、工事費内訳書を添付した者。

イ 郵送または託送による提出の際に、技術資料とともに工事費内訳書を同封し提出した者。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

工事費内訳書は、入札価格入力画面で提出するようにしてください。

第3章 13. 工事 一般競争入札 千葉県版事後審査（事後審査2型）

(3) 技術資料ファイルを添付します。



Step 1 【参照】ボタンの左側に、選択したファイル名が表示されていることを確認します。

Step 2 【提出内容確認】ボタンをクリックします。



注意ポイント！
「技術資料」の画面では、技術資料のみ添付！

注意ポイント！
技術資料の提出時に、技術資料と一緒に工事費内訳書を添付しないよう注意！

技術資料と一緒に工事費内訳書が添付されていると、入札が無効となります。



注意

- 技術資料の提出時に、誤って内訳書を添付しないように注意してください。内訳書を添付すると無効になる場合があります。



ワンポイント

- 添付資料を間違えてしまった場合は、再度【参照】ボタンをクリックし、技術資料を選択して添付ができます。
- 添付できるファイルは1個のみです。繰り返しファイルの追加を行なった場合は、最後に追加したファイルが添付されます。
- 添付ファイルの最大容量は10MBまでです。

工事費内訳書は、入札価格入力画面で提出するようにしてください。

第3章 13. 工事 一般競争入札 千葉県版事後審査（事後審査2型）

(9) 内訳書ファイルを添付します。

※添付するファイルは、あらかじめ様式をダウンロードした上で、必要事項を入力して保存しておきます。

Step 1 【参照】ボタンの左側に、選択したファイルの場所とファイル名が

表示されていることを確認します。

Step 2 【内訳書添付】ボタンをクリックします。



注意ポイント！

「入札書」の画面で工事費内訳書を添付すること

注意ポイント！

工事費内訳書は入札書提出画面で入札価格入力画面で添付するようにしてください。

技術資料と一緒に工事費内訳書が添付されていると、入札が無効となります。

ワンポイント

- 添付できるファイルは1個のみです。繰り返しファイルの追加を行なった場合は、最後に追加したファイルが添付されます。
- 添付ファイルの最大容量は3MBまでです。

様式第1号(評価点算定資料一覧表)で「**工事名**」「**会社名**」が**不記載**の場合は**技術評価点が0点**となりますので十分に注意してください。

様式第1号が**未提出**の場合も**技術評価点が0点**となります。

また、申請点数に誤りがある場合、**正しくは高い配点であったとしても申請点数で評価されます**ので、注意してください。

(例:同種工事の施工実績で、「国・県等の実績」があるとしているが、申請点数が0点となっていれば、0点の評価になります。)

※『技術資料作成の手引き』“資料作成上の留意点”を参照。

確認ポイント!
様式が最新版か確認
「令和8年4月版が最新」

様式第1号

評価点算定資料一覧表

【特別簡易型B】

工事名: ○○○工事

工種: 土木一式工事

会社名: □□□

確認ポイント!
工事名・会社名を必ず記載

確認ポイント!
申請点に誤りはないか

令和8年4月版

設定項目 凡例
◎ 必須項目
○ 選択項目
- 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象区分	選択	申請点数	様式	留意事項
	◎		過去10年間の同種工事の施工実績	国・県等の実績			第3号	
				市町村等の実績				
				その他の実績、又は実績なし				
	◎		千葉県所掌工事における「工種:土木一式工事」での工事成績の平均点	成績あり	平均点	点	第4号	
				成績なし				

特別簡易型 (A)

工事名：
工 種：

(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型 (A)		
総合評価の方法	【評価値=(標準点+加算点)÷入札額】	標準点	100点
		加算点の最大点	20点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積が3,700㎡以上の建築物の新築又は増築に係る管工事（吸収冷温水機の新設又は増設を含むものに限る）を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・千葉県所掌工事（管工事）における過去の工事成績評定点の平均により評価 ・対象となる評定点がない場合は平均点を6.5点で評価	6点 ～ -4点	8.0点以上	6点
		8.0点未満7.7.5点以上	5点
		7.7.5点未満7.5点以上	4点
		7.5点未満7.2.5点以上	3点
		7.2.5点未満7.0点以上	2点
		7.0点未満6.5点以上	0点
		6.5点未満	-4点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の工事（管工事）における優良工事表彰対象工事を評価	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点

確認ポイント！

企業の施工実績

・同種工事

「新築又は増築に係る」の場合は、大規模改修の実績は認められません。

「新築、増築又は改修」又は「新築等の記載なし」の場合は、大規模改修の実績も認められます。

CORINSに工事詳細を登録しておらず、CORINSだけでは証明できないケースがみられます。CORINS、工事契約書、仕様書、図面等の同種工事であることが証明できる書類を添付してください。

※同種工事の証明書類について

入札参加資格確認申請と同じ工事で申請する場合は、省略可能です。

『技術資料作成の手引き』“企業の施工能力”を参照。

特別簡易型 (A)

工事名：
工 種：

(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型 (A)		
総合評価の方法	【評価値=(標準点+加算点)÷入札額】	標準点	100点
		加算点の最大点	20点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に同じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積が3,700㎡以上の建築物の新築又は増築に係る管工事（吸収冷温水機の新設又は増設を含むものに限る）を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・千葉県所掌工事（管工事）における過去の工事成績評定点の平均により評価 ・対象となる評定点がない場合は平均点を6.5点で評価	6点 ～ -4点	8.0点以上	6点
		8.0点未満7.7.5点以上	5点
		7.7.5点未満7.5点以上	4点
		7.5点未満7.2.5点以上	3点
		7.2.5点未満7.0点以上	2点
		7.0点未満6.5点以上 6.5点未満	0点 -4点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の工事（管工事）における優良工事表彰対象工事を評価	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点

確認ポイント！ 企業の施工実績

・「国・県等の実績」には**政令指定都市**が含まれています。

「国等」とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）

「県等」とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社

※『技術資料作成の手引き』『用語の定義』を参照

特別簡易型 (A)

工事名:

工種:

(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型 (A)		
総合評価の方法	【評価値=(標準点+加算点)÷入札額】	標準点	100点
		加算点の最大点	20点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積が3,700㎡以上の建築物の新築又は増築に係る管工事（吸収冷温水機の新設又は増設を含むものに限る）を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 千葉県所掌工事（管工事）における過去の工事成績評定点の平均により評価 ・対象となる評定点がない場合は平均点を6.5点で評価	6点 ～ -4点	8.0点以上	6点
		8.0点未満7.7.5点以上	5点
		7.7.5点未満7.5点以上	4点
		7.5点未満7.2.5点以上	3点
		7.2.5点未満7.0点以上	2点
		7.0点未満6.5点以上	0点
		6.5点未満	-4点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の工事（管工事）における優良工事表彰対象工事を評価	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点

確認ポイント！

千葉県所掌工事の範囲に注意
対象工事の申請漏れが多発しています。

「千葉県」とは

県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局

※『技術資料作成の手引き』“用語の定義”を参照

「工事成績評価」は、総合評価の型式により評価方法が異なります！

簡易型、特別簡易型A、特別簡易型B

イ 工事成績評価 ・千葉県所掌工事（土木一式工事）における過去の工事成績評価点の平均点を評価 ・対象となる評価点がない場合は平均点を6.5点で評価	6点	8.0点以上	6点
	～	8.0点未満7.7.5点以上	5点
	4点	7.7.5点未満7.5点以上	4点
		7.5点未満7.2.5点以上	3点
		7.2.5点未満7.0点以上	2点
	7.0点未満6.5点以上	0点	

過去2過年度間の工事の“平均点”で評価

確認ポイント！

対象となる工事に注意

対象工事の申請漏れが多発しています。

総合評価方式で落札した工事のほか、当初設計金額5千万円以上の災害復旧及び国土強靱化に関する工事（指名競争入札で落札した当初金額5千万円以上の工事）も対象になります。

特別簡易型C

イ 工事成績評価 過去2か年度間の千葉県所掌工事（土木一式工事）における工事成績評価の有無を評価	4点	7.7点以上	4点
	～	7.6点～7.5点	3点
	0点	7.4点～7.3点	2点
		7.2点～7.1点	1点
		7.0点以下又は成績なし	0点

工事成績の“有無”で評価

確認ポイント！

平均点ではありません。1件でも該当する工事があれば、その工事成績のみの提出で構いません。

詳しくは『総合評価ガイドライン』を参照してください。

特別簡易型 (A)

工事名：
工 種：

(別添)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価の方法

ア 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計と当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

総合評価の型式	特別簡易型 (A)		
総合評価の方法	【評価値=(標準点+加算点)÷入札額】	標準点	100点
		加算点の最大点	20点

イ 「加算点」は、下表のうち本案件で評価を行う評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に「加算点」の最大点を与える。その他の者は「評価点の合計点」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価項目は、下表によるものとする。申請に当たっては、表下部の記載事項について十分確認を行うこと。

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価 ・同種工事：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積が3,700㎡以上の建築物の新築又は増築に係る管工事（吸収冷温水機の新設又は増設を含むものに限る）を元請で施工した工事	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・千葉県所掌工事（管工事）における過去の工事成績評定点の平均により評価 ・対象となる評定点がない場合は平均点を6.5点で評価	6点 ～ -4点	8.0点以上	6点
		8.0点未満7.75点以上	5点
		7.75点未満7.5点以上	4点
		7.5点未満7.25点以上	3点
		7.25点未満7.0点以上	2点
		7.0点未満6.5点以上	0点
6.5点未満	-4点		
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の工事（管工事）における優良工事表彰対象工事を評価	2点	優良工事表彰対象工事あり	2点
		なし	0点
エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の工事（管工事）における難工事表彰を評価 ・優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外	1点	表彰あり	1点
		なし	0点

確認ポイント！

前年度又は前々年度に表彰対象となった工事が対象です。

（令和8年度公告工事に申請する場合、令和7年度に完成した工事（令和7年度に表彰対象となった工事）は対象外）

確認ポイント！

前年度又は前々年度に表彰された工事が対象です。

（令和8年度公告工事に申請する場合、令和7年度に完成した工事（令和7年度に表彰された工事）は対象外）

特別簡易型 (A)

エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の工事（管工事）における難工事表彰を評価 ・優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外	1点	表彰あり	1点
		なし	0点
オ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業の技能者（元請の監理（主任）技術者を除く）	1点	配置あり	1点
		なし	0点
カ ICT活用工事の実施 ・当該工事において「千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価（詳細は実施要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」を参照）	1点	活用あり	1点
		なし	0点

確認ポイント！

当該工事に関連する種類の登録基幹技能者である必要があります

当該工事の設計内訳書に示す細別（レベル4）に関連した種類の登録基幹技能者の配置を評価します。

申請様式

登録基幹技能者の配置

工事名： ○○○工事

登録基幹技能者の配置の有無	●	配置あり
	－	なし

○配置する場合

	登録基幹技能者を配置する「細別等」	登録基幹技能者の種類
記載欄1	安定処理(放流路)	登録薦・土工基幹技能者
記載欄2		
記載欄3		

「設計内訳書の細別（レベル4）」に関連した「登録基幹技能者の種類」を記載してください。関連がない場合は評価しません。

講習を実施している機関（協会・連合会など）に確認のうえ、工種と技能者の種類を整合させてください。

詳しくは『総合評価ガイドライン』及び『技術資料作成の手引き』を参照してください

特別簡易型 (A)

エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の工事（管工事）における難工事表彰を評価 ・優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外	1点	表彰あり	1点
		なし	0点
オ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業の技能者（元請の監理（主任）技術者を除く）	1点	配置あり	1点
		なし	0点
カ I C T活用工事の実施 ・当該工事において「千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価（詳細は実施要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり） 【対象工種】	1点	活用あり	1点
		なし	0点
キ 不誠実な行為 ・千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為の有無を評価	0点 ～ -4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	-2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	-4点
ク 主任（監理）技術者資格 ・主任（監理）技術者が保有する資格を評価	2点	1級管工事施工管理技士又は技術士（技術士は、管工事業に係るものに限る）	2点
		その他の資格	0点
ケ 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験により評価 ・同種工事：吸収冷温水機の新設、増設又は更新工事を元請で施工管理実績がある工事 ・工場製作期間を除く期間に配置された技術者を評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
コ 主任（監理）技術者の工事成績 ・主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「管工事」での工事成績を評価	2点	80点以上の実績あり	2点
		なし	0点

確認ポイント！

技術者の施工実績

・同種工事

CORINSに工事詳細を登録しておらず、CORINSだけでは証明できないケースがみられます。
CORINS、工事契約書、仕様書、図面等の同種工事であることが証明できる書類を添付してください。

※同種工事の証明書類について

入札参加資格確認申請、企業の施工実績と同じ工事
で申請する場合は、省略可能です。

特別簡易型 (A)

サ 若手技術者・女性技術者の配置 ・若手技術者（40歳未満）又は女性技術者を現場代理人（主任技術者と同等の資格を有する者に限る）、主任技術者、監理技術者（専任特例の場合の監理技術者を含む）又は監理技術者補佐として配置する場合に評価	1点	配置あり	1点
		なし	0点
シ 継続教育 (CPD) の取組状況 各団体（建築CPD運営会議又は（公社）日本技術士会）の推奨単位の取得状況を評価	1点	実績あり	1点
		なし	0点
ス 地域精進度 ・過去10年間の当該管内（千葉土木事務所）での施工実績により評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
セ 災害協定締結の有無 ・協定（「災害時の応援業務に関する協定」（県空衛協））の締結を評価	3点	〇〇土木事務所と細目協定の締結あり	3点
		千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
	2点	千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
ソ 基礎的事業継続力 (BCP) の認定 ・関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力 (BCP) の認定の有無を評価	1点	認定あり	1点
		なし	0点
タ 県内企業の活用 ・当該工事における県内企業の活用状況について評価	3点	入札参加希望者が県内企業	3点
		入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定	
		入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定	1点
		その他	0点
チ 営業拠点 ・当該管内（千葉土木事務所）の本店有無を評価 ・当該管内で細目協定を〇〇土木事務所と締結している支店がある場合は本店ありとして評価	2点	当該管内に本店あり	2点
		なし	0点

確認ポイント！

公告に記載の団体の推奨単位以上の取得状況を申請してください。

公告に記載されていない団体の取組は評価しません。

特別簡易型 (A)

サ 若手技術者・女性技術者の配置 ・若手技術者(40歳未満)又は女性技術者を現場代理人(主任技術者と同等の資格を有する者に限る)、主任技術者、監理技術者(専任特例の場合の監理技術者を含む)又は監理技術者補佐として配置する場合に評価	1点	配置あり	1点
		なし	0点
シ 継続教育(CPD)の取組状況 ・各団体(建築CPD運営会議又は(公社)日本技術士会)の推奨単位の取得状況を評価	1点	実績あり	1点
		なし	0点
ス 地域精通度 ・過去10年間の当該管内(千葉土木事務所)での施工実績により評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
セ 災害協定締結の有無 ・協定(「災害時の応援業務に関する協定」(県空衛協))の締結を評価	3点	〇〇土木事務所と細目協定の締結あり	3点
		千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
	2点	千葉県と基本協定の締結あり	2点
		なし	0点
ソ 基礎的事業継続力(BCP)の認定 ・関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定の有無を評価	1点	認定あり	1点
		なし	0点
タ 県内企業の活用 ・当該工事における県内企業の活用状況について評価	3点	入札参加希望者が県内企業であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定	3点
		入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定	1点
		その他	0点
		なし	0点
チ 営業拠点 ・当該管内(千葉土木事務所)の本店有無を評価 ・当該管内で細目協定を〇〇土木事務所と締結している支店がある場合は本店ありとして評価	2点	当該管内に本店あり	2点
		なし	0点

確認ポイント!

地域精通度(管内での施工実績)
地域精通度で評価する施工実績は、
工種を問いません。

この例では、千葉土木事務所管内での施工実績であれば、管工事以外の建築工事や電気工事であっても評価の対象となります。

特別簡易型 (A)

ツ 県産品の活用 ・指定された品目（千葉県型側溝 100m）について当該工事に使用する場合に評価	1点	指定品目の活用あり	1点
		なし	0点
テ 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績を評価	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点
ト 災害活動実績 ・過去2年間の当該管内（千葉土木事務所）での災害活動実績を評価	1点	活動実績あり	1点
		なし	0点
ナ 千持工事量の状況 ・千葉県所掌工事（●●工事）における「過去2か年度間の平均受注額」と「年間受注額」との比率で評価	1点	1.0未満	1点
		1.0以上	0点

確認ポイント！

最終製品段階に加工し、製品化する工場や会社（本社）が千葉県内の場合に評価します。

製品の素材の生産や複数工程の途中段階が千葉県内の工場では、県産品になりません。

・二重取り消し額が付された項目については、評価の対象としない。

・「ア 企業の施工実績」、「ス 地域精進度」、「ケ 配置予定技術者の施工経験」での「施工実績」及び「施工経験」は、入札公告の前年度までの10か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成27年4月1日～入札公告の日）に完成した工事を評価の対象とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

なお、「ケ 配置予定技術者の施工経験」において、当該期間に出産や育児等による休業期間がある場合は、評価対象期間を延長する。また、配置技術者を途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。

・「イ 工事成績評定」の評価対象とする工事は、以下のとおりとする。

- 1 過去2か年度間に完成した千葉県発注の総合評価方式で落札した工事
 - 2 ただし、上記1に該当する工事がない場合は、過去2か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 - 3 ただし、上記2に該当する工事がない場合は、過去5か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
- なお、ここでの“過去2か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）をいい、“過去5か年度間”の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）をいう。

・「イ 工事成績評定」、「キ 不誠実な行為」、「ロ 主任（監理）技術者の工事成績」、「ナ 手持工事量の状況」の、“千葉県所掌工事”とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局所掌の工事とする。

・「ウ 優良工事表彰対象工事」とは、本案件の発注工種において、令和4年度に完成した工事又は令和5年度に完成した工事、千葉県優良建設工事等表彰要綱第2の1（1）～（5）の全てに該当する工事をいう。

【参考】千葉県優良建設工事等表彰要綱（関係部分抜粋）

（表彰審査対象）

第2の1 表彰審査対象となる県発注工事は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- （1）最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- （2）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （4）契約工期内に完成した工事であること。
- （5）工事成績評定点が8.1点以上の工事であること。

・「エ 難工事表彰」とは、本案件の発注工種において、令和6年度に千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく難工事表彰を受賞した工事をいう。

・「キ 不誠実な行為」の減点の対象は、以下のとおりとする。

- 1 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「指名停止あり」については過

特別簡易型 (A)

ツ 県産品の活用 ・指定された品目（千葉県型側溝 100m）について当該工事に使用する場合に評価	1点	指定品目の活用あり	1点
		なし	0点
テ 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績を評価	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点
ト 災害活動実績 ・過去2年間の当該管内（千葉県土木事務所）での災害活動実績を評価	1点	活動実績あり	1点
		なし	0点
ナ 千持工事量の状況 ・千葉県所掌工事（●●工事）における「過去2か年度間の平均受注額」と「年間受注額」との比率で評価	1点	1.0未満	1点
		1.0以上	0点

・二重取り消し報が付された項目については、評価の対象としない。

・「ア 企業の施工実績」、「ス 地域精通度」、「ケ 配置予定技術者の施工経験」での「施工実績」及び「施工経験」は、入札公告の前年度までの10か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成27年4月1日～入札公告の日）に完成した工事を評価の対象とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出席比率20%以上の場合のものに限る。

なお、「ケ 配置予定技術者の施工経験」において、当該期間に出席や育児等による休業期間がある場合は、評価対象期間を延長する。また、配置技術者を途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。

・「イ 工事成績評定」の評価対象とする工事は、以下のとおりとする。

- 1 過去2か年度間に該当した千葉県発注の総合評価方式で落札した工事
 - 2 ただし、上記1に該当する工事が無い場合は、過去2か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
 - 3 ただし、上記2に該当する工事が無い場合は、過去5か年度間に完成した千葉県発注の全ての工事
- なお、ここでの「過去2か年度間」の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）をいい、「過去5か年度間」の期間は、入札公告の日の属する年度を除く、過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）をいう。

・「イ 工事成績評定」、「キ 不誠実な行為」、「ロ 主任（監理）技術者の工事成績」、「ナ 手持工事量の状況」の、「千葉県所掌工事」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局、警察本部、病院局所掌の工事とする。

・「ウ 優良工事表彰対象工事」とは、本案件の発注工種において、令和4年度に完成した工事又は令和5年度に完成した工事で、千葉県優良建設工事等表彰要綱第2の1（1）～（5）の全てに該当する工事をいう。

【参考】千葉県優良建設工事等表彰要綱（関係部分抜粋）

（表彰審査対象）

第2の1 表彰審査対象となる県発注工事は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- （1）最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- （2）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （4）契約工期内に完成した工事であること。
- （5）工事成績評定点が8.1点以上の工事であること。

・「エ 難工事表彰」とは、本案件の発注工種において、令和6年度に千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく難工事表彰を受賞した工事をいう。

・「キ 不誠実な行為」の減点の対象は、以下のとおりとする。

- 1 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「指名停止あり」については過

■地域美化活動のボランティア実績 確認ポイント！

千葉県が管理する公共施設での取組が対象です。

新聞記事しか添付されておらず、千葉県が管理する公共施設であるか不明の場合や、活動証明は添付されているが、参加者のリストが添付されておらず、参加が不明の場合があり評価されないケースがみられます。

参加者のリストや、県が管理している公共施設であることが確認できる資料など、活動内容が証明できる資料一式を添付してください。

■障害者・高齢者・女性雇用実績 確認ポイント！

県内在住を証明できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）を必ず添付してください。

特別簡易型（A）

ツ 県産品の活用 ・指定された品目（千葉県型側溝 100m）について当該工事に使用する場合に評価	1点	指定品目の活用あり	1点
		なし	0点
テ 地域特有貢献 ・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績を評価	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点
ト 災害活動実績 ・過去2年間の当該管内（千葉土木事務所）での災害活動実績を評価	1点	活動実績あり	1点
		なし	0点
チ 手持工事量の状況 ・千葉県所掌工事（●●工事）における「過去2か年度間の平均受注額」と「年間受注額」との比率で評価	1点	1.0未満	1点
		1.0以上	0点

確認ポイント！

標準型式(簡易型・特別簡易型(A~C))ではパトロールやパトロールと併せて実施した簡易的な応急措置(塩カル散布や枝払い等)は評価されません。

「災害活動証明書」のみでは活動内容が確認できない場合は、契約書の写しや作業内容が証明できる書類の写し(作業日報や作業写真等)も併せて添付してください。

【参考】千葉県優良建設工事等表彰要綱（関係部分抜粋）
（表彰審査対象）
第2の1 表彰審査対象となる県発注工事は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。
（1）最終請負金額が500万円以上の工事であること。
（2）原則として県内業者が受注した工事であること。
（3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
（4）契約工期内に完成した工事であること。
（5）工事成績評定点が8.1点以上の工事であること。

・「E 難工事表彰」とは、本案件の発注工種において、令和6年度に千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく難工事表彰を受賞した工事という。
・「キ 不誠実な行為」の減点の対象は、以下のとおりとする。
1 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「指名停止あり」については過

特別簡易型 (A)

エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の工事（管工事）における難工事表彰を評価 ・優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外	1点	表彰あり	1点
		なし	0点
オ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業の技能者（元請の監理（主任）技術者を除く）	1点	配置あり	1点
		なし	0点
カ ICT活用工事の実施 ・当該工事において「千葉県土木整備部ICT活用工事実施要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価（詳細は実施要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり） 【対象工種】	1点	活用あり	1点
		なし	0点
キ 不誠実な行為 ・千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為の有無を評価	0点 ～ -4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	-2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	-4点
ク 主任（監理）技術者資格 ・主任（監理）技術者が保有する資格を評価	2点	1級管工事施工管理技士又は技術士（技術士は、管工事業に係るものに限る）	2点
		その他の資格	0点
ケ 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験により評価 ・同種工事：吸収冷温水機の新設、増設又は更新工事を元請で施工管理実績がある工事 ・工場製作期間を除く期間に配置された技術者を評価	2点	国・県等の実績	2点
		市町村等の実績	1点
		その他の実績又は実績なし	0点
コ 主任（監理）技術者の工事成績 ・主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「管工事」での工事成績を評価	2点	80点以上の実績あり	2点
		なし	0点

確認ポイント！

二重取り消し線及びグレーで塗りつぶしの項目は評価対象外の項目です。



千葉県 chiba prefecture

Foreign Languages 県庁補助機能

ホーム > 暮らし・福祉・健康 > 総合評価方式における健康保険被保険者証の取扱いについて

更新日：令和7(2025)年12月1日 ページ番号：816663

総合評価方式における健康保険被保険者証の取扱いについて

総合評価方式において、雇用関係を証明するための書類として、「健康保険被保険者証」の写し等の提出を求めていましたが、令和7年12月1日をもって、「健康保険被保険者証」が使用できなくなることに伴い、下記のいずれかの書類の写し等の提出により雇用関係を証明してください。

なお、本取扱いは、ガイドライン等の次回改定までとします。

1. 監理技術者資格者証
2. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
3. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
4. 所属会社の雇用証明書
5. これらに準ずる資料

対象

- ・ 千葉県総合評価方式ガイドライン（建設工事）
- ・ 千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（建設工事）
- ・ 千葉県総合評価方式ガイドライン（業務委託）

留意事項

「若手技術者・女性技術者の配置」や「地域特有貢献の有無」を申請する際、上記書類で性別や年齢を判断できない場合は、マイナンバーカード等の性別・年齢のわかる書類も提出してください。

関連リンク

- ▶ [千葉県総合評価方式ガイドライン（建設工事）](#)
- ▶ [千葉県総合評価方式ガイドライン（業務委託）](#)

お問い合わせ

所属課室：県土整備部建設・不動産等課建設業班
電話番号：043-223-3108
内線：3108
ファックス番号：043-225-4012

メールでお問い合わせ

確認ポイント！

令和7年12月1日より、「健康保険被保険者証」の写しは、雇用関係を証明するための書類として使用できなくなりました。

雇用関係の証明には、下記のいずれかの書類の写し等を添付してください。

- ・ 監理技術者資格者証
- ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 所属会社の雇用証明書
- ・ これらに準ずる資料

【JVで参加する場合の評価方法】

評価項目		特定JVで参加する場合の評価方法	経常JVで参加する場合の評価方法	
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員の実績（いずれか1社があれば良い）	
	千葉県所管工事における「工種：〇〇」での工事成績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。（※2）	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。（※2）	
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	登録基幹技能者の配置	特定JV、1次下請企業の技能者（特定JVの監理（主任）技術者を除く）、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JV、1次下請企業の技能者（経常JVの監理（主任）技術者を除く）、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	過去の不誠実な行為	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	下記のうち減点が大きいの方を採用 ・経常JVの減点 ・構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	手持ち工事量	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	・過去2か年度間の経常JVの実績 ・ない場合は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者資格	特定JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	過去10年間の同種工事の施工経験	特定JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	過去4か年度間の主任（監理）技術者として施工した千葉県所管工事における「工種：〇〇」での工事成績	特定JVの配置予定技術者を評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	若手技術者・女性技術者の配置	特定JVの配置予定技術者、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	継続教育（CPD）の取組状況	特定JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）	
地域精	過去10年間の当該管内での施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
	災害協定締結の有無	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの協定の有無、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
地域貢献度	災害時の基礎的事業継（BCP）の認定	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの協定の有無、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
		特定JVとして、その工事で下請の県内企業を活用する比率で評価する。（出資比率を掛けない。）	経常JVとして、その工事で下請けに県内企業を活用する比率で評価する。（出資比率を掛けない。）	
	県内企業の活用	下請活用で評価	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。
		元請の比率で評価	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。
	営業拠点（本店）の当該管内における所在地		経常JVの所在地（代表者の住所）で評価する。（出資比率を掛けない。）	
地域特有貢献		経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。		
その他	千葉県所管工事における「工種：〇〇」での手持ち工事量		経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
項目自由	過去2年間の災害活動実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	経常JVの実績、又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。	
		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事実績は評価しない		

確認ポイント！

特定JVの出資比率で按分する項目、按分しない項目があるので注意

配置予定技術者の評価点を按分して申請しているケースがみられます。

配置予定技術者の評価点は出資比率で按分する必要はありません。

（※2）特定JVで参加する場合の工事成績の平均点

A社（7割出資）の平均点：77.7 → 5点
 B社（3割出資）の平均点：74.7 → 3点
 の場合、特定JVとしての得点は、
 $5点 \times 0.7 + 3点 \times 0.3 = 4.4点$

※『技術資料作成の手引き』を参照

入札公告（共通編_総合評価方式）

る前から、当該落札候補者の入札参加資格の審査を行う。

このため、先に開札した案件の落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者を繰り上げて落札候補者とするとともに、二番目以降に開札する案件の落札候補者についても、先に開札する案件の落札候補者を変更した時点で、最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、順次審査を行う。

(5) 入札の無効

先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降にも参加している場合はその入札を無効とする。

10 技術者の配置

(1) 技術者の資格確認

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を本案件に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、開札日以前において、3カ月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、通知書に記載された技術者が建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

(2) 技術者を配置できなくなった場合

技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札日（1回目）から起算して5日以内（県の休日を除く。）に書面により申し出ること。（ただし、開札日（1回目）から落札者決定通知日（予定）まで5日間ない場合は、落札者決定通知日（予定）の前日までとする。）この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

ポイント！

1回目の開札日から起算して5日以内は入札後の辞退が可能

工事実績データ(工事データ)	
公共事業の分野	建築
本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種	管工事
本件登録工事の入札参加資格区分	暖冷房衛生設備工事
工種、工法・型式	給排水衛生設備工事 給排水衛生設備工 空調設備工事 空調設備工 消防施設工事 消防施設工
施工場所(1) 起点 地域名	千葉県千葉市
施工場所(1) 起点 地先名	千葉県千葉市中央区市場町
施工場所(1) 起点 緯度経度	緯度:31 06' 13" 経度:140 05' 16"
施工場所(1) 終点 地域名	千葉県千葉市
施工場所(1) 終点 地先名	千葉県千葉市中央区市場町
施工場所(1) 終点 緯度経度	緯度:31 06' 13" 経度:140 05' 16"
施工場所規制等 施工地域	市街地地域(DID)
施工場所規制等 夜間工事の有無	無し
交通規制 交通規制の有無	無し
交通規制 交通規制道路の種類	
交通規制 規制道路の交通量(台/日)	
交通規制 規制車種数	
交通規制 交通の確保手段	
近接施工 近接施工の有無	無し
近接施工 近接する構造物	
工事概要	
	庁舎新築に係る機械設備工事 鉄筋コンクリート造 地上8階建て 延べ面積5,177㎡ パッケージエアコン23台 2~6階各2台、計10台の空調機(VAV60台による変風量単一ダクト方式) 冷凍機1台(冷却能力68KW、加熱能力37KW) 吸収式冷温水機1台(冷却能力226KW、加熱能力122KW) 冷却塔1台(冷却能力432KW) 受水槽1台(15000L) 自動制御はデジタル式で、1階中央監視室で中央監視を行う。

登録ポイント!

企業及び技術者の施工実績の証明書類となります。

工事概要、技術データは可能な限り詳細に記載するようにしてください。

技術データで選択できないものは、その他を選択し記載するか、工事概要に記載するようにしてください。

登録方法の詳細は、JACICのホームページ及び登録マニュアルを参照。

工事実績データ(技術データ)	
工種、工法・型式1	給排水衛生設備工事 給排水衛生設備工
工事種別	新設
建物の用途種別	事務所・庁舎
設備種別	衛生器具設備 給水設備 給湯設備 排水・通気設備
設備電力	16.7 kW
建物の構造	鉄筋コンクリート
建物の地上階数	8 階
建物の地下階数	
建物延床面積	5,177 m2
給水引込管口径	40 mm
給水方式	ポンプ直送方式
新工法、新技術	
工種、工法・型式2	空調設備工事 空調設備工
工事種別	新設
建物の用途種別	事務所・庁舎
設備種別	空調設備 換気設備 自動制御設備
建物の構造	鉄筋コンクリート
建物の地上階数	8 階
建物の地下階数	
建物延床面積	5,177 m2
空調・暖房面積	2,547 m2
主冷熱源容量	176 RT
主温熱源容量	57,240 KJ/h
PAL	
CEC	
空調電力	79.5 kW
空調方式	全空変風量(VAV)方式
自動制御方式	デジタル式 中央監視制御(200点以上)
新工法、新技術	
工種、工法・型式3	消防施設工事 消防施設工
種別	屋内消火栓設備 連結送水管設備
構造	鉄筋コンクリート
建物の地上階数	8 階
建物の地下階数	
建物延床面積	5,177 m2
新工法、新技術	



ホーム > 建設情報・統計 > 入札・契約 > 建設工事等 > 千葉県総合評価方式ガイドライン（建設工事）
 更新日：令和8(2026)年2月27日

千葉県総合評価方式ガイドライン（建設工事）

最新情報

- 2026年2月27日「千葉県総合評価方式ガイドライン（令和8年4月）」を更新しました。
- 2025年6月11日「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式ガイドライン令和7年4月対応版（特別簡易型C版）」を
- 2025年5月2日「総合評価方式に係る「技術資料」様式（令和7年4月1日以降の公告に適用）」を更新しました。
- 2025年3月31日「千葉県総合評価方式ガイドライン（令和7年4月）」、「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式令和7年4月改定版）」を掲載しました。
- 2024年12月2日「総合評価方式に係る「技術資料」様式（令和7年1月1日以降の公告に適用）」を更新しました。
- 2024年11月5日「千葉県総合評価方式ガイドライン（令和7年1月）」、「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式令和7年1月改定版）」を掲載しました。
- 2024年3月13日「千葉県総合評価方式ガイドライン（令和6年4月）」、「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式がい質問（Q&A）」、「施工計画で評価されなかった提案集」を掲載し、「総合評価方式に係る「技術資料」様式」を更新しました。

総合評価方式による入札に参加される企業の皆様向けコンテンツ

千葉県総合評価方式ガイドライン

- PDF 千葉県総合評価方式ガイドライン（令和8年4月）（PDF：1,276,1KB）（令和8年4月1日以降の公告に適用）
 建設工事における総合評価方式の実施について、落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を記載しています。

※総合評価方式の改定概要はこちら→PDF【令和8年4月改定概要】（PDF：490,4KB）
 関連リンク：千葉県総合評価方式ガイドライン（工事）の改定について（令和8年4月）

- PDF 千葉県総合評価方式ガイドライン（令和7年4月）（PDF：1,216,1KB）（令和7年4月1日以降の公告に適用）
 建設工事における総合評価方式の実施について、落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を記載しています。
 ※総合評価方式の改定概要はこちら→PDF【令和7年4月改定概要】（PDF：248,1KB）

技術資料作成の手引き

- 千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式ガイドライン令和8年4月対応版）
 ※技術資料作成の手引きは、現在作成中で3月下旬に掲載予定です。

- PDF 千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式ガイドライン令和7年4月対応版）（PDF：2,711,3KB）
 円滑な入札の執行と、入札参加資料作成者の負担軽減を図ることを目的に「総合評価方式ガイドライン」を補完する「技術資料作成の手引き」を特別簡易型C版として抜粋、再編集し、掲載しています。

技術資料作成の手引き（特別簡易型C版）

- PDF 千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き（千葉県総合評価方式ガイドライン令和7年4月対応版（特別簡易型C版））（PDF：952,2KB）
 円滑な入札の執行と、入札参加資料作成者の負担軽減を図ることを目的に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を補完する「技術資料作成の手引き」を特別簡易型C版として抜粋、再編集し、掲載しています。

「技術資料」様式及び留意事項

- 総合評価方式に係る「技術資料」様式（令和8年4月1日以降の公告に適用）
 ※「技術資料」様式は、現在作成中で3月下旬に掲載予定です。
- 総合評価方式に係る「技術資料」様式（令和7年4月1日以降の公告に適用）
- 総合評価方式における健康保険被保険者証の取扱いについて

問合せの多い質問（Q&A）

- PDF 総合評価 問合せの多い質問（令和6年4月版）（PDF：179KB）
 総合評価における「よくある質問」を記載しています。

施工計画で評価されなかった提案集

- PDF 施工計画で評価されなかった提案集（令和6年4月版）（PDF：270,7KB）
 総合評価における「施工計画の評価されない事例」を記載しています。

総合評価関連のホームページ

Googleなどで「千葉県 総合評価」で検索
 または下記URLへ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/hinshitsu.html>

過去のガイドラインや技術資料作成の手引きも掲載されていますが、最新の**令和8年4月版**を使用してください。